

意見書の提出方法

京都府桂川右岸流域関連向日市公共下水道事業計画変更（案）について、意見書を提出しようとする人は、別添様式により、所要の事項を記入して、下記により提出してください。

記

- 1 意見書を提出することができる人
意見書を提出することができる人は、次に掲げる人とします。
 - ・ 利害関係人
- 2 意見書の提出期間
令和6年2月27日（火）～令和4年3月12日（火）
（持参の場合は午後5時必着、郵送の場合は当日消印有効）
- 3 意見書の提出先
〒617-0006 向日市上植野町久我田 17-1
向日市都市整備部上下水道施設課（TEL 075-874-3472）
- 4 その他
意見書に係る個人情報の保護については、向日市個人情報保護条例の規定により都市計画の手続き以外の目的に使用することや提供することはありません。